

* 最低賃金改正のお知らせ *

広島県最低賃金は

平成24年10月1日 から

時間額 **719** 円です。

(平成24年9月30日までは、710円です。)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。

特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い産業別最低賃金が適用される場合があります。

最低賃金についてのお問い合わせは、広島労働局賃金室、各労働基準監督署又は最低賃金総合相談支援センター等までお願いします。

広島労働局 賃金室	TEL082-221-9244	尾道労働基準監督署	TEL0848-22-4158
広島中央労働基準監督署	TEL082-221-2460	三次労働基準監督署	TEL0824-62-2104
呉労働基準監督署	TEL0823-22-0005	広島北労働基準監督署	TEL082-812-2115
福山労働基準監督署	TEL084-923-0005	廿日市労働基準監督署	TEL0829-32-1155
三原労働基準監督署	TEL0848-63-3939		
広島県最低賃金総合相談支援センター	TEL082-221-0610	呉最低賃金相談支援コーナー	TEL0823-70-5660

最低賃金は、暮らしの支えです。